

第1回 県立都市公園のあり方検討会

令和4年6月30日

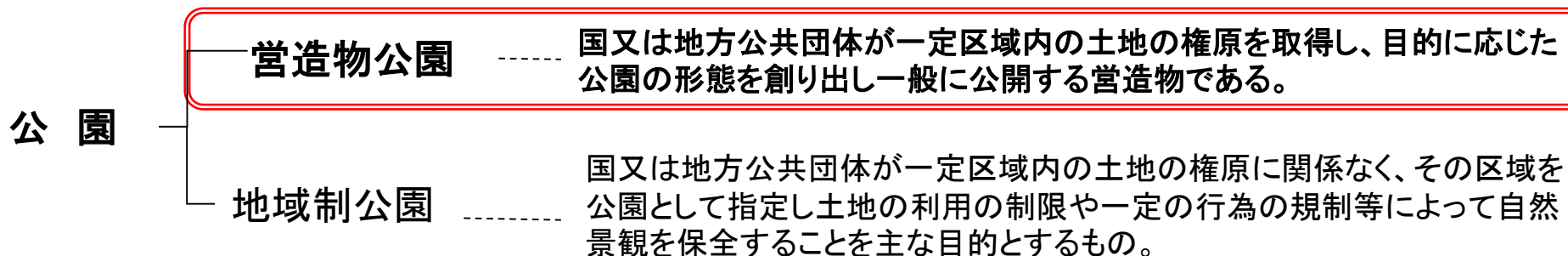


1 都市公園について	P. 2
2 県のこれまでの取り組み及び現状	P.14
3 「県立都市公園のあり方検討会」の設置	P.17
4 本日の検討内容	P.23

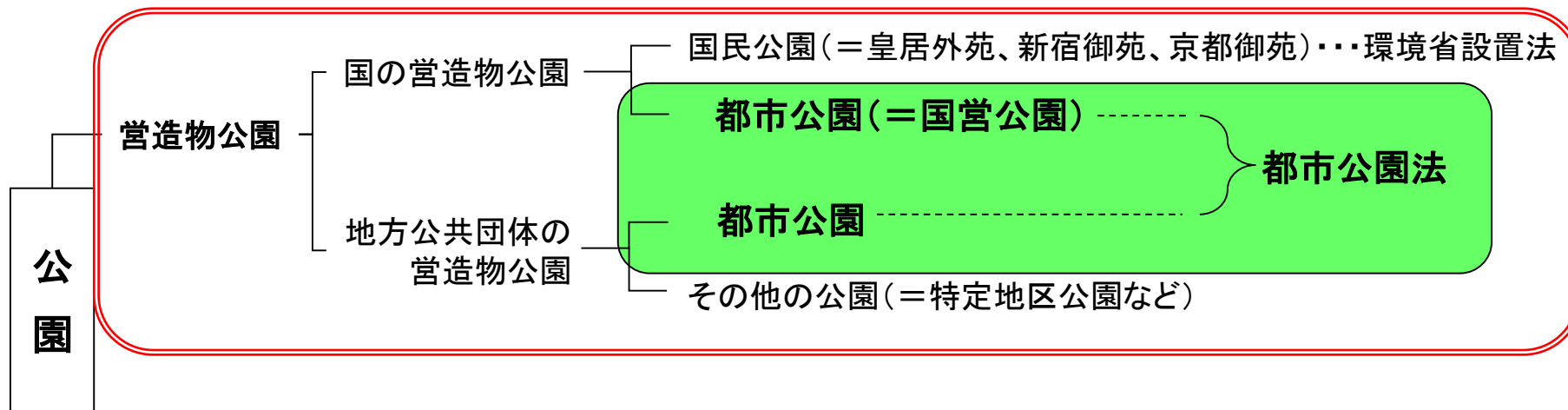
1 都市公園について

■公園の分類

○一般に公園は以下のように分類される。



○具体的には以下のように分類される。



地域制公園 国立公園、国定公園、都道府県立自然公園 自然公園法



■ 都市公園とは

○都市公園とは都市公園法第2条第1項より以下の通り定義されている。

- 一 **都市計画施設である公園または緑地で地方公共団体が設置するもの。**
(都市計画区域の内外を問わない)
- 二 **都市計画法による都市計画区域内において、地方公共団体が設置する公園又は緑地。**
(都市計画決定の有無に関わらず、また、都市計画事業により施行されたものに限らない。)
- 三 **国が設置するもの（イ号公園、ロ号公園）**



1 都市公園について

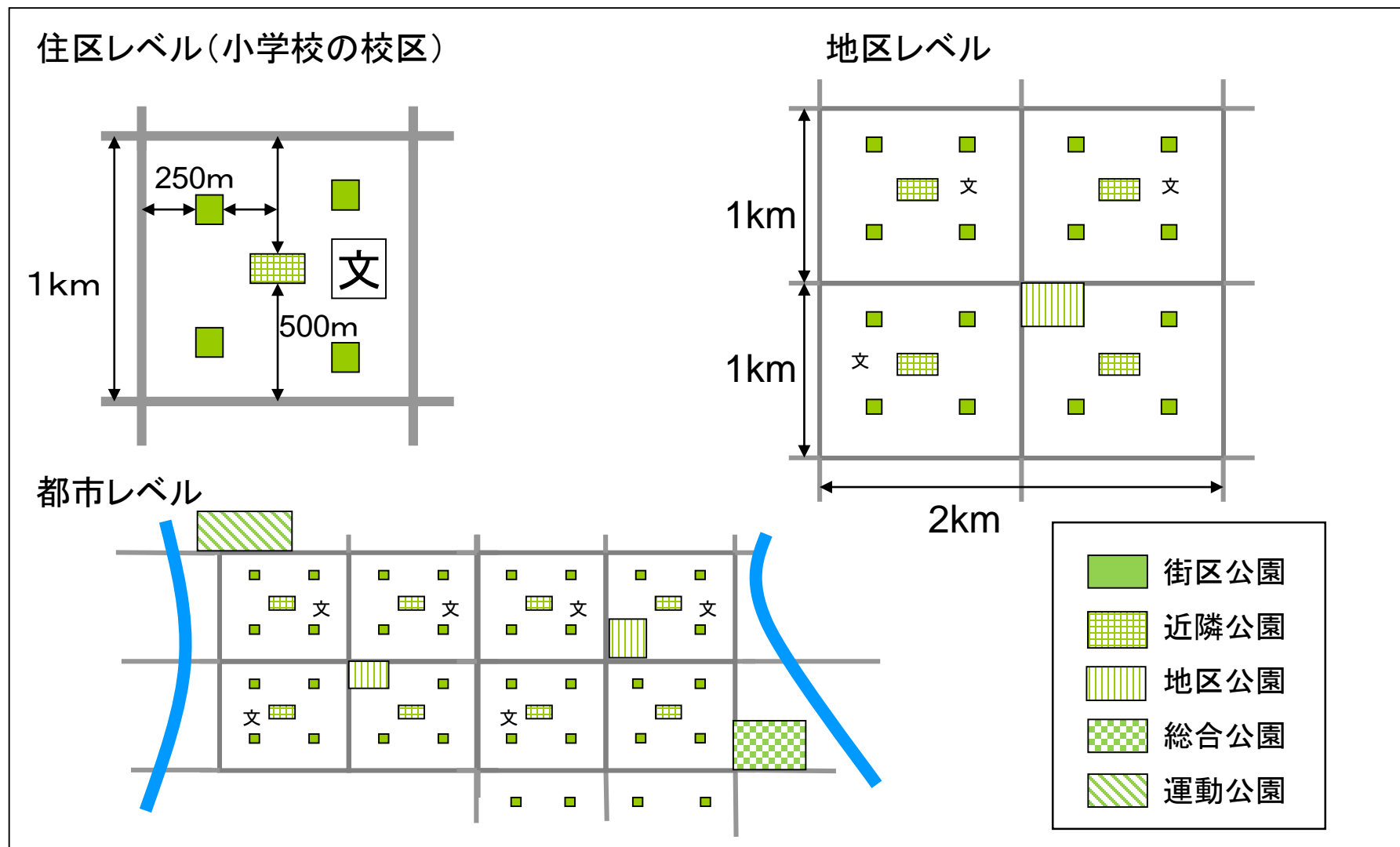
■ 都市公園の種類

種類	種別	内容	標準面積
住区基幹公園	街区公園	街区内に居住する者の利用に供する公園	0.25ha
	近隣公園	近隣に居住する者の利用に供する公園	2.0 ha
	地区公園	徒歩圏域内に居住する者の利用に供する公園	4.0 ha
	特定地区公園	都市計画区域外の一定の町村における生活環境改善のための公園	4.0 ha以上
都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、鑑賞、散歩、遊戯、運動等の総合的な利用に供する公園	10ha～50ha
	運動公園	都市住民全般の運動の用に供する公園	15ha～75ha
特殊公園		風致公園、動植物公園、歴史公園、墓園等の特殊な公園	—
大規模公園	広域公園	一の市町村の区域を超える広域の利用に供する公園	50ha以上
	レクリエーション都市	大規模な都市公園を核として各種レクリエーション施設が配置される一団の地域	全体面積 1,000ha
緩衝緑地		公害又は災害を防止するための緩衝緑地としての公園	—
都市林		動植物の生息地又は生育地である樹林地等を保護するための公園	—
広場公園		市街地の中心部における休息又は鑑賞の用に供する公園	—
都市緑地		都市の自然的環境の保全及び改善、都市の景観の向上を図るための緑地	—
緑道		災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図るために、近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地	—
国営公園		一の都府県の区域を超えるような広域の見地から国が設置する都市計画施設である公園又は緑地及び国家的な記念事業として又は我が国固有の優れた文化的資産の保存及び活用を図るため閣議の決定を経て国が設置する都市計画施設である公園又は緑地	300ha

1 都市公園について

■ 都市公園の種類と配置

○都市公園の配置模式図(距離は標準的なもの) は以下の通りである。



1 都市公園について

■公園・緑地の効果と機能

存在効果



緑の適切な配置による
良好な街並みの形成



緑陰の提供、気温の緩和、
大気汚染の改善



省エネルギー化
(屋内外の気温の調節)



延焼の遅延や防止



災害時の避難場所



流出量の調整・洪水の予防



都市景観に潤いと秩序を
与える



行楽・観光の拠点

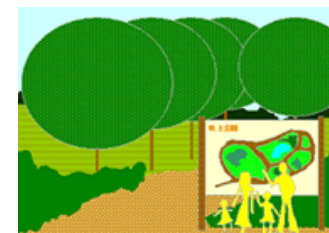


生物の生息環境

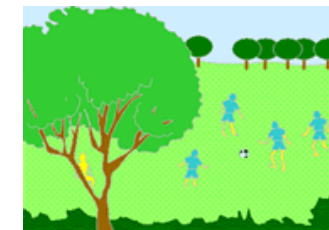
利用効果



休養・休息の場



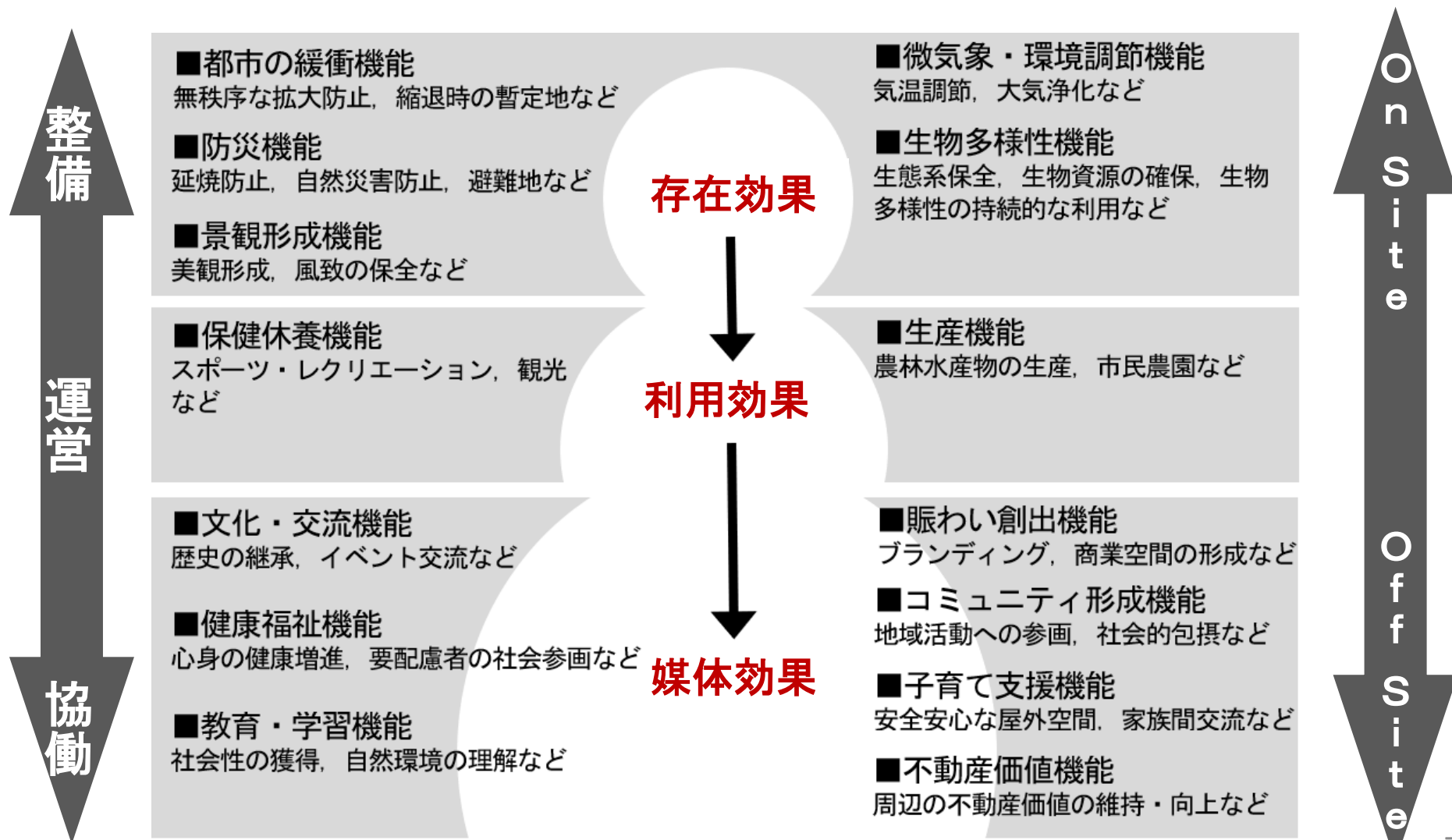
教養、文化活動等様々な
余暇活動の場



子供の健全な育成の場・
競技スポーツ健康運動の場

1 都市公園について

■公園・緑地の効果と機能



1 都市公園について

■ 民間活力導入のパターン

○民間活力導入のパターンとして、5つの手法と事例を紹介する。

① 指定管理者制度

手法	① 指定管理者制度	
<p>手法の概要</p>	<p>地方公共団体が指定する者(指定管理者)に公共施設の管理を行わせる制度。 指定管理者は、公園全体の包括的な管理を行い、公共施設の利用料金は自らの収入として収受できる。</p> <div data-bbox="691 592 1033 1021" data-label="Diagram"> <pre> graph TD A[公共団体] -- 業務履行 --> B[指定管理者] B -. 指定管理料 .-> A B -- 利用料 --> C[利用者] C -. サービス提供 .-> B </pre> </div> <p>図 スキーム図</p>	
<p>事例</p>	<p>都市公園名</p> <p>西猪名公園</p>	<p>所在</p> <p>兵庫県川西市</p>
	<p>指定管理期間</p> <p>2020年4月1日～2026年3月31日（5年間）</p>	
	<p>特徴</p> <ul style="list-style-type: none"> ・包括的に管理運営内容を同一事業者で実施することが可能。 ・兵庫県が指定管理者に指定管理料を支払い、指定管理者が公園全体を管理している。 ・収益事業としてスポーツ教室などを実施し、収益事業で得た収入は指定管理者の収入となる。 	



図 指定管理者制度事例（西猪名公園）

※兵庫県立都市公園は、一部施設を除き全て指定管理者制度を導入

1 都市公園について

②設置管理許可制度

手法	②設置管理許可制度		
手法の概要	<p>都市公園法第5条に基づき、公共から設置管理許可を受けることにより、公園管理者以外の民間事業者等が公園施設の設置及び管理を実施することができる制度。民間事業者は、公共に対して許可の区分に応じた使用料を支払うことになるが利用者からの事業収入を得ることが可能。</p> <div data-bbox="666 539 1097 1011" data-label="Diagram"> <pre> graph TD A[公共団体] -- "許可の申請 使用料の支払い" --> B[民間事業者] B -- "設置管理許可" --> A B -- "サービス提供" --> C[利用者] C -- "利用料" --> B </pre> <p>図 スキーム図</p> </div>		
事例	都市公園名 富岩運河環水公園	所在	富山県富山市
特徴	<p>【業種】カフェ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設置許可制度を活用して、スターバックスコーヒーが出店しており、世界一美しいスターバックスコーヒー店舗として有名となり、公園利用者の利便性向上に貢献している。 ・公共負担が生じることなく、民間事業者からの使用料取得が可能となる。 		



図 設置管理許可事例
(富岩運河環水公園)

出典：国土交通省
「都市公園における官民連携の推進」

1 都市公園について

③公募設置管理制度 (Park-PFI)

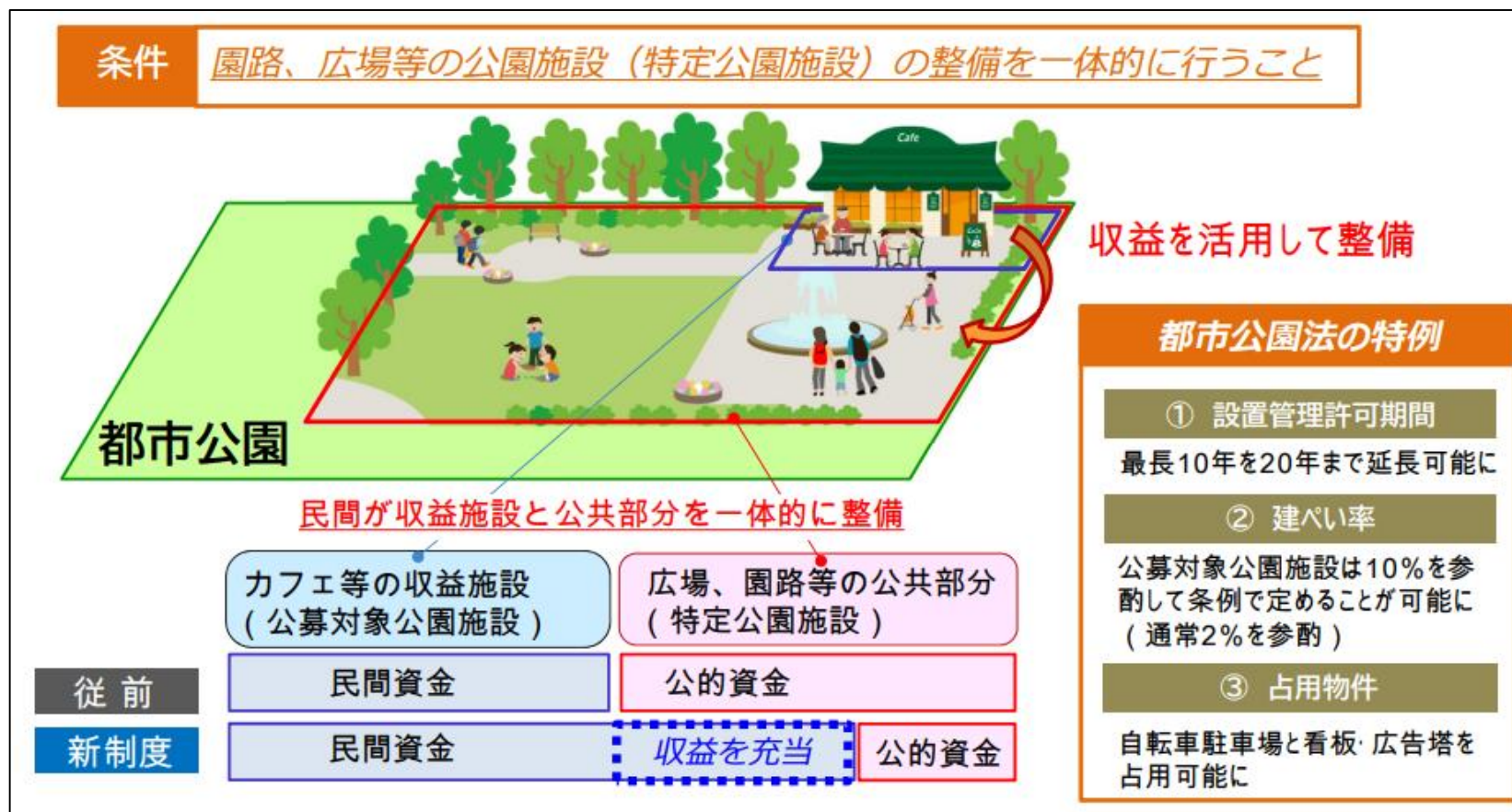
手法	③公募設置管理制度 (Park-PFI)		
<p>手法の概要</p>	<p>公園利用者の利便性の向上に資する公募対象公園施設の設置と、当該施設から生ずる収益を活用して一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的に行う者を、公募により選定する制度。</p> <div data-bbox="569 496 1284 863" data-label="Diagram"> <pre> graph TD PE[公共団体] -- "公募設置等計画の提出" --> MB[基本協定等] MB --> PE PE -- "特定公園施設の整備費支払 ※公園管理者が負担する場合" --> PE PE -- "特定公園施設整備後、引き渡し" --> PE PE -- "公募設置等計画の認定、認定公募設置等計画に基づく設置許可" --> PE PE <--> MS[民間事業者] MS -- "サービス提供" --> U[利用者] U -- "利用料" --> MS </pre> </div> <p>図 スキーム図</p>		
<p>事例</p>	<p>都市公園名 中央公園</p>	<p>所在</p>	<p>広島県福山市</p>
	<p>事業期間 2020年4月～2040年4月 (20年間) ※設計・建設期間を含む</p>		
	<p>特徴</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間収益施設は建ぺい率の特例 (10%を参酌) が可能。 ・民間事業者によって、ガーデンレストランや休憩スペースとなるあずまや等が整備された。 ・ガーデンレストランにはテラスが設置されており、公園の緑を楽しみながら開放された空間で食事を楽しむことができる等賑わいに貢献している。 		



図 Park-PFI事例 (中央公園)

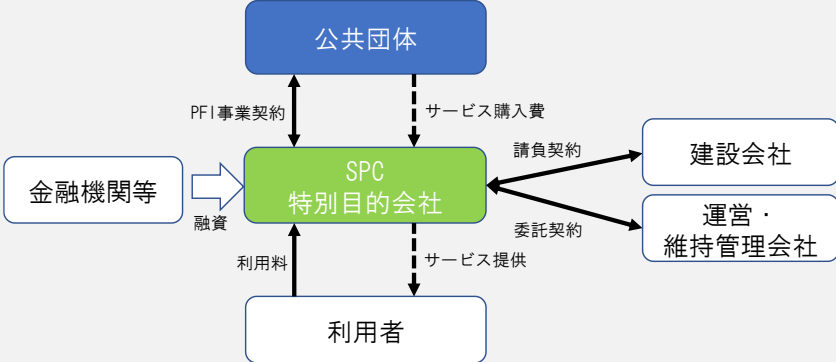

1 都市公園について

- 公募設置管理制度（Park-PFI）は、都市公園において飲食店、売店等の公園施設（公募対象公園施設）の設置又は管理を行う民間事業者を公募により選定する手続き
- 事業者が設置する施設から得られる収益を公園整備に還元することを条件に、事業者には都市公園法の特例措置がインセンティブとして適用される



1 都市公園について

④PFI手法

手法	④PFI手法		
<p>手法の概要</p>	<p>PFI法に基づき、民間事業者の資金、経営能力及び技術能力を活用して公共施設等の建設、維持管理、運営等を行う公共事業を実施するための手法。</p>  <p>図 スキーム図</p>		 <p>図 PFI事例（尼崎の森中央緑地） 出典：尼崎スポーツの森HP</p>
<p>都市公園名</p>	<p>尼崎の森中央緑地</p>	<p>所在</p>	<p>兵庫県尼崎市</p>
<p>事業期間</p>	<p>2003年12月～2023年3月（約20年間） ※設計・建設期間を含む</p>		
<p>事業内容</p>	<p>プール施設及び健康増進施設の設計、建設、維持管理、運営業務</p>		
<p>施設</p>	<p>プール施設、健康増進施設</p>		
<p>事例 特徴</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・管理運営を見据えた設計を行うことにより収益性に配慮した計画が可能。 ・設計・建設から管理運営まで各業務を個別に発注する場合と比較して効率化が図られ、費用の最小化を視野に入れた整備が可能。 ・サービスの対価として毎年一定額を支払うことになることから、兵庫県の財政支出の平準化が可能。 		

1 都市公園について

⑤PMO

手法		⑤PMO		
手法の概要	<p>公園や公園施設の管理に必要な経費は、公共団体の負担ではなく、施設の利用料金収入や事業収入等で民間事業者が賄う事業手法。</p>		<p>図 PMO事例（大阪城公園）</p>	
	<p>図 スキーム図</p>			
事例	都市公園名	大阪城公園	所在	大阪府大阪市
	指定期間	2015年4月～2035年3月（20年間）		
	特徴	<ul style="list-style-type: none"> PMO事業者は公園の指定管理者としてだけでなく、大阪城公園の観光拠点化に向けて、新たな魅力ある施設の整備や未利用施設の活用を実施する。 その際、指定管理料は発生せず、民間事業者は収益の一部を行政に納付金として支払うスキームとなっている。 		

2 県のこれまでの取り組み及び現状

■これまでのとりくみ

- 兵庫県では、県立都市公園について、平成28年度に「兵庫県立都市公園の整備・管理運営基本計画」を、令和2年度にはそれに基づく「兵庫県立都市公園リノベーション計画」を策定し、公園施設の再整備、管理運営に取り組んできた。
- 各公園においても、明石公園では「史跡明石城跡の保存活用に向けた計画」を策定するなど、公園ごとの特徴に応じた取組を進めてきた。

これまで

時系	県立都市公園の運営管理にかかる主な計画の策定状況
H28.6	兵庫県立都市公園の整備・管理運営基本計画 ⇒10年間にわたり県立都市公園が担うべき役割と方向性を明らかにし、整備・管理運営に関する基本方針、推進施策を定めた計画
H29.6	明石公園 城と緑の景観計画 ⇒樹木の除伐・剪定により明石城の景観を城と緑の調和がとれたものとするを目的とした景観整備の方法等が定められた計画
R2.9	史跡明石城跡保存活用計画 ⇒史跡明石城跡の本質的価値を確実に保存し、適切に活用していくため、ゾーンごとの保存・活用方針が定められた計画
R3.3	兵庫県立都市公園リノベーション計画 ⇒県立都市公園のリノベーションに関わる具体的方策を計画的に推進していくためのアクションプランとして策定された計画

2 県のこれまでの取り組み及び現状

■ 現状

(1) 「自然環境保全のあり方」

- 明石公園での樹木伐採に対しては、様々な意見が寄せられる等公園利用者等への丁寧な説明・周知が不足していた。

<現状>

- ・明石公園では文化財の保全、公園利用者の安全確保や歴史的景観の維持向上を目的に城跡の石垣周辺で樹木伐採を行ったが、自然環境保全の観点から伐採反対の意見が数多く寄せられた。
※現在は明石公園内の全ての樹木伐採を中止している。

(寄せられた意見) ※電話、投書、要望書等

- 生態系が脅かされている。伐採の中止。伐採計画の見直しを。
- 石垣に木の根が入ることで石垣が守られると聞いた。
- 夏は木陰を提供する樹木があつてこそ散策ができる。
- とても良くなった。大通りは明るく、安全になった。可能であれば他の箇所も整備を。
- もう少し石垣の樹木伐採を。大木は長年の手入れ不足がまねいた結果。

(マスメディアによる報道)

- 『明石公園 切り株だらけに「過剰な伐採」子ども名付けた木も』（新聞）
- 『「切りすぎでは？」地域住民は中止を訴え』（TV）



公園利用者等との合意形成や情報発信が不十分。

2 県のこれまでの取り組み及び現状

■ 現状

(2) 「活性化のあり方」

○「活性化のあり方」について誤解が広がるなど、県民への説明・周知が不足していた。

<現状>

- ・令和3年度に、新たなパークマネジメント（長期指定管理、Park-PFI等）の導入に向けた事業可能性調査を実施した。
- ・新たなパークマネジメントの導入により、「公園が民営化（公園全体の有料化）される^{※1}」、「公園内にマンションが建設される^{※2}」等の誤解がSNSを中心に広がった。

※1 県の方針として、公園全体を有料化することはない。

※2 公園内のマンション建設は都市公園法上不可能。

(寄せられた意見) ※電話、投書等

- 民営ではなく、公的機関の管理下にあることで全世代に優しい公園になっていると思う。
- 明石公園には、便利な施設もアトラクションも必要ない。なにもないことが魅力。今のまま子どもに引き継ぎたい。
- 他府県の状況を見ると、大変なことになっている。マンション建設反対。

(SNS等で見られた意見)

- 民営化されたら明石公園に入るのにお金いりますよね？絶対反対です。
- 民間参入で明石公園でマンションって正気ですか？




新たなパークマネジメント導入の目的と、制度に関する説明・周知が不十分。



■「県立都市公園のあり方検討会」の設置目的

○県立都市公園の「**自然環境保全**」や「**民間を活用した活性化**」の考え方について検討する。

○県立都市公園の整備・管理運営において適切な合意形成や情報発信等を進めるうえでの必要な提言を取りまとめる。

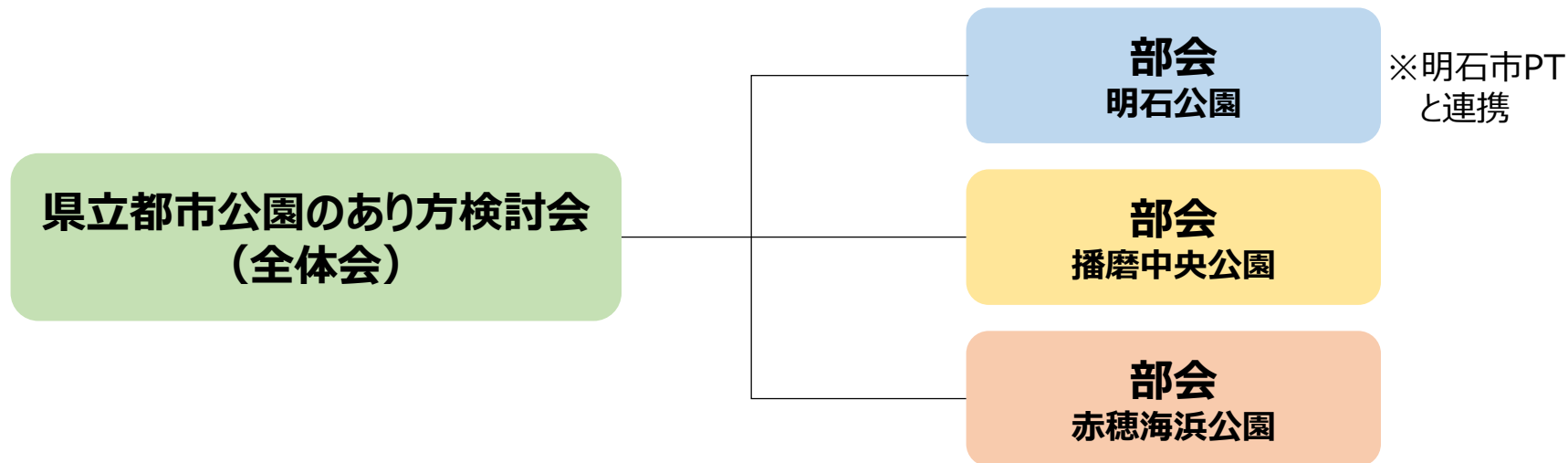
 検討会からの提案を踏まえて、県は、今後の対応を検討し、県立都市公園の整備・管理運営を実施していく。

3 「県立都市公園のあり方検討会」の設置

■ 全体会と部会の位置付け

- 検討会では、全県的な視点で検討を行う全体会のもとに、公園毎に部会を設置
- 全体会において「部会で検討すべき論点」を整理
- 部会では、検討項目に対して地元住民や自治体、有識者など幅広い関係者の意見を聴取
- 部会での検討結果を踏まえ、全体会にて全県的な視点から検討し、提言を取りまとめ

【県立都市公園のあり方検討会】



- 部会で検討すべき論点の整理
- 部会意見を調整し、全県的な視点からの検討及び基本方針の提言

- 利用者へのヒアリング等を通じた課題抽出、幅広い意見の聴取
- 公園ごとの特性を踏まえた整備・管理運営ルールの検討

3 「県立都市公園のあり方検討会」の設置

■ 主な検討項目

○「自然環境保全のあり方」と「活性化のあり方」について、主な検討項目（部会で検討すべき論点（案））は以下の通りである。

自然環境保全のあり方

- ① 自然環境の保全と公園利用者の安全とのバランスの考え方
 - ・公園内の樹木管理のスタンスを明確にするためのゾーニング図の作成
 - ・ゾーニングに応じた樹木管理※ 方法
 - ・樹木伐採に代わる安全確保の方法 等

※「樹木管理」・・・伐採、剪定、植樹による育成
※「保全」・・・人間がある程度手を入れながら管理していく（≠保護）
- ② 実際に樹木管理を行う際の合意形成のルール設定
 - ・計画策定前段階での合意形成の実施方法
○現地説明会・パブコメ・アンケート 等
- ③ 公園管理に関する情報発信のルール設定
 - ・工事着手前段階での情報発信の実施方法
○現地説明会・看板設置・HP周知 等

活性化のあり方

- ① 今後の公園の管理運営の進め方
 - ・利用者からの提案聴取、反映手法
○管理運営協議会の設置・活用
 - 管理水準、利用料金に関する意見聴取
 - ボランティアのさらなる参画 等
- ② Park-PFIなど新たなパークマネジメントの導入の進め方
 - ・サウンディング結果や公募要領（案）に対する県民の意見聴取の実施方法
○パブコメ・説明会 等
- ③ 老朽施設の活用のあり方
 - ・老朽化した施設の利活用の方針
○長寿命化改修、設備更新、廃止 等

3 「県立都市公園のあり方検討会」の設置

■スケジュール（案）

- 全体会は年4回を予定し、10月頃に自然環境保全のあり方に関する中間報告、3月に最終報告を予定。
- 部会は、明石公園部会を先行し、上半期は自然環境保全のあり方について検討を行い、下半期は活性化のあり方について検討を行う。

	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
県										
全体会										
部会										

※議論の状況に応じてスケジュールは随時見直しを行う。

3 「県立都市公園のあり方検討会」の設置

■ 全体会での各回の検討事項

第1回 6月

- 開催趣旨、これまでの取組み状況と課題の確認
- 「部会で検討すべき論点【自然環境保全】（素案）」
※事務局から提示する素案を元に議論

第2回 7月予定

- 意見を踏まえた「部会で検討すべき論点【自然環境保全】（案）」
※第1回の議論を踏まえ決定
- 「部会で検討すべき論点【活性化】（素案）」
※事務局から提示する素案を元に議論

第3回 10月予定

- 意見を踏まえた「部会で検討すべき論点【活性化】（案）」
※第2回の議論を踏まえ決定
- 「公園の管理運営に関する提言＜中間報告＞（案）」
※事務局から提示する中間報告（案）を元に議論し、決定

第4回 3月予定

- 「公園の管理運営に関する提言＜最終報告＞（案）」
※事務局から提示する最終報告（案）を元に議論し、決定

3 「県立都市公園のあり方検討会」の設置

■ 明石公園部会での各回の検討事項 ※ヒアリングの状況等により部会の開催数が増加する可能性あり

第1回
7月

- 開催趣旨、これまでの取組み状況と課題（樹木伐採、陸上競技場やこどもの村の遊具整備等）の確認

第2回
8月予定

- 「【自然環境保全】の考え方（素案）」
※事務局から提示する「【自然環境保全】の考え方（素案）」を元に議論

第3回
8月予定

- ヒアリング（専門家・県民など）
- 意見を踏まえた「【自然環境保全】の考え方（案）」
※第2回の議論を踏まえて決定

第4回
9月予定

- 「【自然環境保全】に関する提言＜中間報告＞（案）」
※第3回までの議論を踏まえて作成した中間報告（案）を元に議論し、決定

第5回
11月予定

- 「【活性化】の考え方（素案）」
※事務局から提示する「【活性化】の考え方（案）」を元に議論

第6回
1月予定

- ヒアリング（専門家・県民など）
- 意見を踏まえた「【活性化】の考え方（案）」
※第5回の議論を踏まえて決定

第7回
2月予定

- 「明石公園の管理運営ルール＜最終報告＞（案）」
※第6回までの議論を踏まえて作成した最終報告（案）を元に議論し、決定

4 本日の検討内容

■ 自然環境保全のあり方について

○ 3つの課題に応じて、面的対応及び個別的対応を実施。

【課題】

課題①

○ 樹木管理に関する基本的なスタンスが整理されていない。

課題②

○ 樹木管理を実施する際（計画策定前段階）の合意形成ルールが決まっていない。

課題③

○ 樹木管理を実施する際（工事着手前段階）の情報発信ルールが決まっていない。

【課題への対応案(部会への指示事項)】

面的対応

○ 利用者・専門家等の声を取り入れた**ゾーニング図の作成**。
※各公園における、園内の樹木管理の基本的なスタンスを明確にし、公表。

個別的対応①

○ 樹木管理に係る**合意形成のルールの作成**。
※樹木管理実施時（計画策定前段階）の公園利用者等への説明周知と意見聴取実施。

個別的対応②

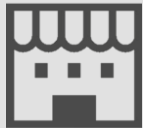

○ 樹木管理に係る**情報発信のルールの作成**。
※樹木管理実施時（工事着手前段階）の公園利用者等への説明周知。

4 本日の検討内容


①ゾーニング図の作成（自然環境の保全と公園利用者の安全とのバランスの考え方）

・園内を「ゾーニングⅠ」と「ゾーニングⅡ」によりゾーン分けを行い、これらを重ね合わせた**ゾーニング図を作成し、ゾーン毎に樹木管理のスタンスを設定**する。

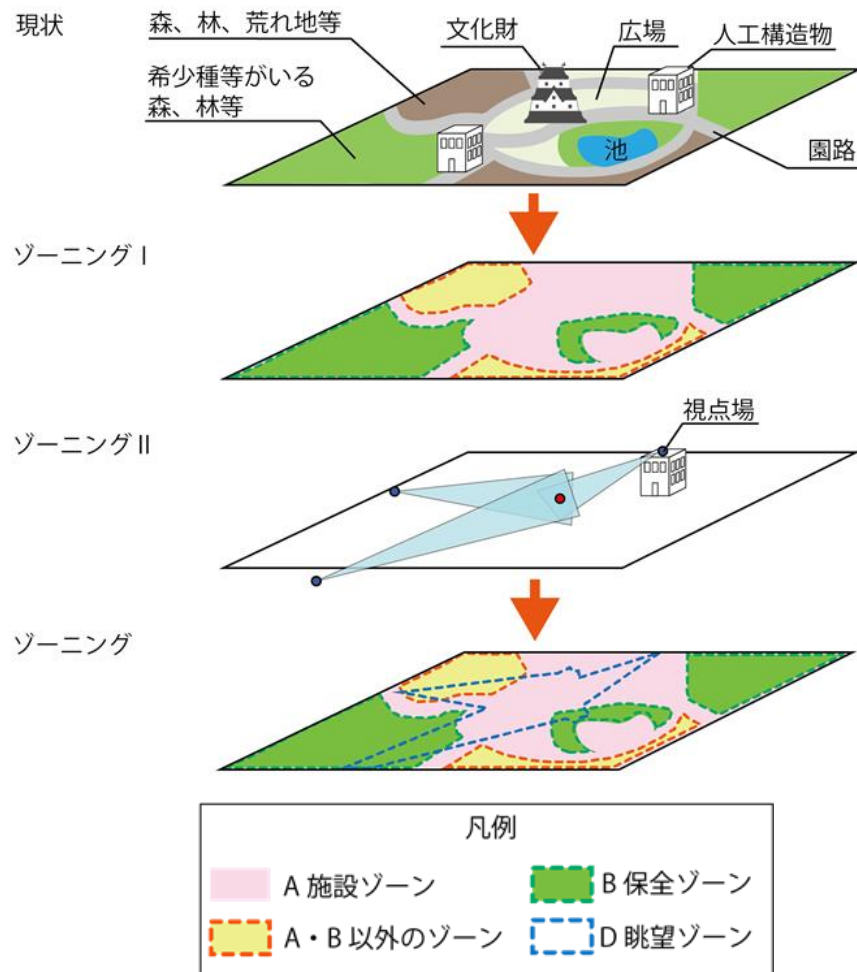
<ゾーニングⅠ>

区分	対象物	樹木管理のスタンス
A 施設ゾーン 	・文化財、園路、広場や池を含む人工構造物ゾーン	・ 施設の機能維持を優先 し、施設運営に支障となる樹木は適切に管理する。
B 保全ゾーン 	・希少種等がいる森、林等	・ 希少種等の生息環境に配慮 した樹木管理を行う。
C A・B以外のゾーン	・森、林、荒地等	・ 最低限の樹木管理 を行う。

<ゾーニングⅡ>

区分	対象物	樹木管理のスタンス
D 眺望ゾーン 	・視点場からの見所【例】 明石：櫓、石垣 播磨：ファンタジーロード 赤穂：瀬戸内海	・ 視点場からの眺望を優先 し、眺望景観の支障となる樹木は適切に管理する。

<ゾーニングの考え方>



4 本日の検討内容

②実際に樹木管理を行う際の合意形成のルール設定

- ・樹木管理が想定される状況により、「日常の維持管理」「特別な維持管理」「緊急かつ危険な場合」の3つに区分。それぞれの区分に応じたルールを設定する。
- ・「特別な維持管理」では、「日常の維持管理」で実施するルールに加え、現地説明会やパブリックコメントを実施するなど、**よりきめ細やかな合意形成を行う。**

日常の維持管理

施設の維持管理のほか、自然環境保全のための樹木伐採

特別な維持管理

主要動線からの景観確保や用途変更に伴う樹木伐採等

緊急かつ危険な場合

台風やナラ枯れによる倒木発生時の樹木伐採

<合意形成のルール設定例>

区分	日常の維持管理	特別な維持管理	緊急かつ危険な場合
管理運営協議会への報告	事前報告 (指定管理者)	事前報告 (県)	事後報告 (指定管理者)
HP等を通じた意見聴取実施	○ (指定管理者)	○ (県)	—
現地説明会やパブコメ実施	—	○ (県)	—

※事前報告の例：年度末の管理運営協議会において次年度以降の樹木伐採予定を説明



4 本日の検討内容

③公園管理に関する情報発信のルール設定

・工事着手前段階において実施する情報発信のルール（県民や公園利用者に向けた現地説明会や看板設置、HP周知等）を整理する。

<情報発信のルール設定例>

区分	日常の維持管理	特別な維持管理	緊急かつ危険な場合
ホームページによる発信	○ (1ヶ月前から)	○ (3ヶ月前から)	○ (工事実施後速やかに)
SNSによる発信	○ (1ヶ月前から)	○ (3ヶ月前から)	○ (工事実施後速やかに)
看板の設置	○ (1ヶ月前から)	○ (3ヶ月前から)	—
現地説明会の開催	—	○ (2ヶ月前)	—